

新デマンド交通停留所の新設・廃止の ルール（案）について

～暮らしを守り、みんなで支え、未来へとつなぐ持続可能な交通体系～

令和4年度第5回 富里市地域公共交通会議
令和5年3月29日



1. 停留所の新設・廃止について

運行経費に関する概要

- 停留所の新設・廃止は基本的に運行経費に影響しない。
- 車両の増便を伴う停留所の新設においては、運行経費に影響する。
- 定時定路線ではなく、区域認可であり、ルート（区域）の変更は**事前の届け出が必要となる。**
また、停留所の増設は特に届出等の必要はないが、公共交通会議での報告事項となる。
- 廃止に関しては、1週間程度の連続調査において利用がない停留所が考えられる。

【新設・廃止のルール】

- 停留所の新設に関しては、運行経費等に影響がなく、停留所間隔が300m以上であり、かつ、個人的な要望ではなく、多数の利用が見込まれる停留所であること。
なお、運行経費等に影響が伴う場合は必要な時期（計画等）に見直しを行うものとする。
- 停留所の新設に関しては、事前に交通事業者の同意を得ること。
- 廃止に関しては、利用のない停留所があっても、運行経費に影響はないため、利用実態を把握した上で必要な時期に見直しを行うものとする。



新設フロー

※1 停留所間隔が300m以上で、かつ、※2 公共性が高く、多数の利用が見込まれる停留所であるか。

No →

設置
不可

↓ Yes

運行経費等に影響はないか

No →

※3 必要な時期に見直し

↓ Yes

交通事業者及び公安の同意を得ているか。

No →

設置
不可

ただし、公共施設・大規模店舗・医療機関等公共性が高く、市が必要と認める停留所については、この限りではない。

↓ Yes

富里市地域公共交通会議
合意形成後停留所の設置

■ 原則、設置することが可能な
場所であること

※1 停留所間隔が300m以上

バス停留所までの距離は、「バスサービスハンドブック（社団法人土木学会）」の中で健常者が無理なく歩ける距離として300mと設定している。

※2 公共性が高く、多数の利用が見込まれる停留所

区長、自治会長からの要望書、または、社会動向の変化により交通需要が見込まれると市が判断したもの。

※3 必要な時期

ルート図の改正や許認可行為など作成期間や手続き期間に所要の日数を要し、柔軟な対応ができないため、計画等に見直しと合わせることとする。

